

令和4年度第2回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和4年9月21日（水）

10：00 ～ 10：47

場所 岩手県水産会館 5階大会議室

令和4年度第2回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和4年9月21日(水) 10:00～10:47

2 開催場所 岩手県水産会館 5階大会議室

3 出席者

〔私立学校審議会委員〕

菅野洋樹 会長 六本木郁子 委員 西川温子 委員

和田健一郎 委員 室井麗子 委員 鷹觜文昭 委員

根内純 委員

〔県〕

熊谷ふるさと振興部長

米内学事振興課総括課長 引屋敷主幹兼私学振興担当課長 本正特命課長

戸塚主任主査 山崎主任 佐藤主事 内藤主事 杣主事

4 欠席者

小山映子 委員 天間正継 委員 高橋聡 委員

5 署名委員

六本木郁子 委員 和田健一郎 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

ただいまから、令和4年度第2回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私は、学事振興課の引屋敷でございます。

議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

まず、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、小山委員、天間委員及び高橋委員が欠席されております。委員10名中7名に御出席をいただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

なお、審議会運営規程第6条で「議席はあらかじめくじで定める。」こととされており、本日皆様がお座りの議席につきましては、事務局において、あらかじめくじを引かせていただいたものでございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、熊谷ふるさと振興部長から御挨拶を申し上げます。

3 挨 拶

○熊谷ふるさと振興部長

ふるさと振興部長の熊谷でございます。今年度第2回目の私立学校審議会の開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

まず、本年6月末日をもちまして5名の委員の皆様が任期満了となりましたことから、再任の方を含めまして、5名の方々に当審議会委員への御就任をお願いし、御快諾をいただきましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

また、皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対し、深く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、いわゆる第7波による感染急拡大が県内でも発生し、学校現場の皆様におかれては、感染防止対策、感染者への対応に御尽力されているものと承知しております。おかげさまで、昨日時点に対10万人あたり新規感染者数は267.4人と、全都道府県で最も低い数値になってございます。減少の局面に順調に來ているところでございます。県といたしましても、今後とも引き続き各私立学校との連携を密にしながら、感染拡大防止に努めて参りたいと考えているところでございます。

また、コロナ禍におきまして、原油価格をはじめとする物価の高騰が続いておりますことから、県といたしましては、価格高騰の影響を受けている私立学校の負担を軽減するための新たな補助制度を、県議会9月定例会、9月30日開会であります。が、提案することとしております。今後とも、各種私学助成や就学支援制度等を通じまして、教育環境の整備や保護者の方々の負担軽減に努めて参りたいと考えております。委員の皆様には引き続き、

本県の私学振興に対し、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会では、専修学校の目的変更認可2件、それから専修学校の設置計画に関する協議1件について、御審議いただくこととしております。

委員の皆様には、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の言葉といたします。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

議事に入ります前に、本年6月30日をもって5名の委員が任期満了となり、委員に異動がございました。

新しい体制で初めての審議会となりますので、お手元の審議会資料の2ページ目に添付しております、岩手県私立学校審議会委員名簿により、議席番号順に御紹介させていただきます。

六本木 郁子 委員でございます。再任でございます。

小山 映子 委員は、本日は、御欠席でございます。

西川 温子 委員でございます。再任でございます。

和田 健一郎 委員でございます。新任でございます。

天間 正継 委員は、本日は、御欠席でございます。新任でございます。

室井 麗子 委員でございます。

鷹觜 文昭 委員でございます。

高橋 聡 委員は、本日は、御欠席でございます。

根内 純 委員でございます。

菅野 洋樹 委員でございます。再任でございます。

4 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

それでは、議事に入りたいと存じます。はじめに、次第の4、議事の(1)、会長及び会長職務代理者の互選についてでございます。参考資料の1ページ、岩手県私立学校審議会運営規程を御覧ください。

審議会運営規程第3条第1項で、会議の議長は会長が務めるものとされておりますが、第3項において、「会長の任期は2年とする。」とされておりますので、新たな会長の選任を行う必要がございます。

また、第4条に規定する会長職務代理者についても、会長に係る規定が準用されていることから、新たな会長職務代理者の選任を行う必要がございます。

つきましては、新会長が選任されるまでの間、引き続き私が進行役を務めさせていただきます。

会長につきましては、私立学校法第13条第2項におきまして、「会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。」とされております。

また、会長職務代理者につきましても、審議会運営規程第4条第1項におきまして、「あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行う。」とされております。

また、慣例によりまして、会長には、各都道府県の審議会から1名を選出することとされている、全国私立学校審議会連合会の理事も兼ねていただいております。

それでは、会長及び会長職務代理者の互選に入らせていただきます。まず、選任の方法についてお諮りいたします。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

○鷹嘴委員

事務局の方で案があれば、御提示いただきたいと思います。

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

ただいま、「事務局案がありましたら。」との御発言がございましたが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、学事振興課米内総括課長から事務局案をお示しいたします。

○米内学事振興課総括課長

事務局案としましては、会長は、菅野委員に、会長職務代理者は、室井委員にお願いしたいと考えております。

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

会長は菅野委員、会長職務代理者は室井委員という案でございますが、皆様、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

それでは、御異議がないようですので、会長は菅野委員に、会長職務代理者は室井委員にお願いいたします。

会長に選出されました菅野委員は、会長席へ御移動いただき、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○菅野会長

菅野でございます。各委員の御支援をいただきながら、円滑な運営に努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○引屋敷主幹兼私学振興担当課長

それでは、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定により、菅野会長にお願いいたします。

(2) 議事録署名委員の指名、会議の公開

○菅野会長

では、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議事録署名委員を指名させていただきます。議席番号1番の六本木委員、また、議席番号4番の和田委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○菅野会長

次に、審議に入る前に審議会の公開についてお諮りを申し上げたいと存じます。

県の審議会については原則公開することとされておりまして、今回審議いただく案件について、非公開にする内容は含まれていないと存じますので、原則どおり公開することとさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、本審議会は公開とさせていただきます。

なお、本審議会の議事録及び会議資料につきましては、後日、県のホームページに公開されますので御承知いただきたいと思います。

(3) 諮問事項の審議

議案第1号 専修学校の目的変更認可について
盛岡ペットワールド専門学校（盛岡市）

○菅野会長

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。議案第1号、専修学校の目的変更認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

議案第1号、盛岡ペットワールド専門学校の目的変更認可申請について御説明いたします。資料の3ページと、併せまして参考資料の13ページをお開き願います。

学校法人龍澤学館が設置する盛岡ペットワールド専門学校の学則第1条で定める学校の目的について、令和4年5月1日から愛玩動物看護師法が施行され、新たに愛玩動物看護師という国家資格が創設されたこと、また、職業名などを現状に即した呼称に統一することに伴い、学則の目的を一部変更するため、学校教育法第130条第1項の規定に基づき、専修学校の目的変更認可申請がなされたものでございます。

また、愛玩動物看護師の国家資格の受験資格者を養成しようとする場合には、県から養成施設としての指定を受ける必要がございます。愛玩動物看護師科及びペットマスター科、このペットマスター科は、愛玩動物看護師科のカリキュラムと、ペット美容トリマー科の一部のカリキュラムを合わせて取り入れた学科でございますが、この2つの学科について、令和4年7月11日に県から指定を受けていることから、今回の目的変更に至ったものであります。

次に、4ページをお開き願います。今回の目的変更に伴う、各学科の授業時間数や教員数の変更はないため、従来どおり設置基準を満たしているものでございます。また、校地・校舎等の施設についても、現在使用している敷地、建物であり、設置基準を満たしております。

収支予算については、法人から提出された計画において、令和5年度の収入の部は、学生生徒等納付金収入1億6,095万円、前受金収入9,550万円等であり、支出の部では、人件費支出、いわゆる教職員の人件費でございますが、5,207万円余、教育管理費支出5,744万円余等となっており、適切に見込まれているものでございます。

以上のことから、県といたしましては、盛岡ペットワールド専門学校の目的変更認可については、認可相当と考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。ただ今の説明等に対しまして、御質問があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしゅうございますか。

ないようですので、次に、本案件について、御意見等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、本案件の取扱いについて、お諮りしたいと存じます。

議案第1号について、原案のとおり認可を適当とする旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第1号、専修学校の目的変更認可について、認可を適当とする旨答申することといたします。

議案第 2 号 専修学校の目的変更認可について

大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校（盛岡市）

○菅野会長

次に、議案第 2 号、専修学校の目的変更認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

議案第 2 号、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の目的変更認可申請について御説明いたします。資料の 5 ページと、併せまして参考資料の 13 ページをお開き願います。

学校法人大原学園が設置する大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校について、新たに工業専門課程を追加することに伴い、専修学校の目的を一部変更するため、学校教育法第 130 条第 1 項の規定に基づき、専修学校の目的変更認可申請がなされたものでございます。

この変更に伴い、工業専門課程、情報 I T 学科、修業年限は 2 年、入学定員 40 人、総定員 80 人と、クリエイター学科、修業年限は 2 年、入学定員 30 人、総定員 60 人が設置されることになります。

次に、6 ページをお開き願います。各学科の授業時間数及び教員数については、設置基準を満たしております。なお、工業専門課程の教員確保については、法人内部の人事異動や新規雇用として 1 名採用する予定であると伺っております。

また、校地・校舎等の施設については、現在使用している土地、建物であり、設置基準を満たしております。

次に、収支予算については、法人から提出された計画において、令和 5 年度の収入の部は、学生生徒等納付金収入 1 億 9,931 万円余、前受金収入 1 億 3,346 万円余等となっており、支出の部では、人件費支出 9,608 万円余、教育管理費支出 9,343 万円等となっており、適切に見込まれているものであります。

以上のことから、県といたしましては、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の目的変更認可については、認可相当と考えております。

説明は以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。では、ただ今の説明に対しまして、御質問等があればお願いいたします。

○根内委員

工業系の、クリエイターということですけど、イメージといいますか、どのようなことを学ぶ学科なのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

工業課程の、まず、情報 I T 学科でございますが、ソフトウェア開発ですとか、システ

ムの保守、運用、構築など、パソコンを使用して授業を行うということでございまして、将来的にはITエンジニアとして、情報ソフトウェア開発をしている企業ですとか、情報セキュリティ対策をしている企業等に就職することを目指す、必要なスキルを身に着けることを目指す学科でございます。

続きまして、クリエイター学科でございますが、主に、プログラミングやCGの制作など、パソコンを使用して、ゲームを制作することを中心とした授業を行いまして、将来的にはゲームプログラミングをするエンジニア、技術を持った人材を養成するということを目指しているということでございます。

○鷹嘴委員

今の御説明で工業系の中身が分かりましたけれども、施設設備関係で色々と必要になってくる部分があるのではないかと考えられますけれども、現行のままで十分に実習等はやっていけるということで、問題はないのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

新しい学科を設置することを見込みまして、今年度、設備の改修工事をしているというように聞いておりまして、新しい学科に対応した、必要な設備の整備を進めているということでございます。

○菅野会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

よろしゅうございますか。

続きまして、本案件について、御意見等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようであれば、本案件についての取扱いについて、お諮りしたいと存じます。本案件については、認可を適当とする旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第2号、専修学校の目的変更認可について、認可を適当とする旨答申することといたします。

(4) 協議事項の審議

議案第3号 専修学校の設置計画について (仮称) 釜石市国際外語大学校 (釜石市)

○菅野会長

次に、協議事項の審議に入らせていただきます。議案第3号、専修学校の設置計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

続いて、議案第3号について御説明いたします。資料の7ページと、併せまして参考資料の13ページをお開き願います。

(仮称) 釜石市国際外語大学校の設置計画についてでございます。今回お諮りする内容は、学校設置認可の前段階に当たる、設置計画の協議でございます。県といたしましては、計画内容の審査をいたしましたところ、専修学校設置基準に沿っているものと認められたことから、今回の審議会におきまして、委員の皆様にご意見を伺うものでございます。

内容について御説明いたします。学校設置を計画しておりますのは、盛岡市内に盛岡中央高等学校のほか7つの専修学校等を設置している学校法人龍澤学館でございます。外国人に対する日本語教育を行い、母国の発展や世界で活躍できる人材の育成を行う専修学校として、(仮称)釜石市国際外語大学校を令和5年10月1日に設置する計画でございます。

校地・校舎等の場所は、釜石市鈴子町であり、釜石駅から西側に歩いて5分の距離にあり、JR、三陸鉄道やバスを利用した通学にも適した場所に設置するものであります。今回学校を設置する建物は、5階建てで、令和4年5月30日まで釜石市教育センターとして使用されており、現在は学校設置のため、改修工事中であります。

設置の目的は、「外国人に対する日本語教育を行い、留学生の祖国と日本、岩手県との国際交流を図り、もって地域社会の発展に寄与する人材の育成を行うこと」とされております。設置する学科は文化・教養専門課程日本語学科、修業年限はコースごとに分かれておりまして2年又は1年半、入学定員は40人で、総定員は80人となっております。

教職員は、2年計画で採用を進めることとしております。教員は、開設年度は専任教員3名、兼任教員1名の計4名、開設2年目の令和6年4月からは兼任教員1名を追加し、計5名の体制を見込んでおります。教員数3名以上、うち専任教員3名以上という専修学校設置基準を満たすものであります。

校地・校舎は、釜石市が所有しておりますが、釜石市から学校法人龍澤学館に長期に無償貸与することとなっており、教育上支障がないことを確認しております。また、校舎面積は2,036.75㎡であり、専修学校設置基準の300㎡以上を満たすものであります。

続きまして、8ページをお開き願います。収支予算は、令和5年度の収入の部で、学生生徒等納付金収入2,600万円、前受金収入620万円等となっており、支出の部では、人件費支出2,027万円、教育研究費支出1,175万円等となっており、適切に見込まれているものであります。

なお、本件のような日本語学科を設置する専修学校は、法務省から日本語教育機関の告

示基準に適合する旨の告示を受ける必要がありますが、現在法人側で手続きを進めており、令和5年4月までに法務省から告示を受ける予定であると聞いております。

以上のことから、当該計画は専修学校設置の基準を満たしている計画となっており、県としては、専修学校設置の計画は妥当と考えているところでございます。

今後の認可等の手続きについてであります。今回お諮りしております設置計画について、審議会の御了承が得られれば、学校法人龍澤学館では、教職員の採用、教育課程の編成等の開校に向けた具体的な準備に入る予定としております。

学校教育法第130条第1項の規定に基づく、学校設置認可申請につきましては、県におきまして改めて内容を審査したうえで、今年度3月に予定しております私立学校審議会への諮問等の手続きを経まして、認可となるものであります。

このような、いわゆる2段階審査の手続きであることをお含みいただき、現時点の設置計画が認可基準に照らしてどうかといったこと等につきまして、専門的、大局的な見地から御審議賜りますようお願いを申し上げます。

説明は、以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございました。ただ今の説明等に対しまして、御質問等があればお願いいたします。

○根内委員

この専修学校は補助金が交付されていないようなのですけれども、補助金が入る、入らないの違いはどのようなものなのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

私立専修学校運営費補助金の対象になるかというお話でしょうか。

○根内委員

はい。

○米内学事振興課総括課長

本県の私立専修学校運営費補助金交付要綱におきましては、学校法人または準学校法人が専修学校を運営する場合に要する経常的経費に対して、補助金を交付することとしておりますが、高等学校、または大学に進学することを目的とする専修学校は除くということにしております。

今回の日本語学科は国内の大学院、大学、短大、それから専修学校の専門課程に入学するための準備教育としての側面が強いということで、進学する方の語学教育という側面が強いことから、予備校と同様に、補助制度の目的になじまないと考えられることから、運営費補助金の交付対象外としているものでございます。

○菅野会長

よろしゅうございますでしょうか。他にはいかがでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

御質問がないようであれば、本案件について御意見等はございますでしょうか。

○和田委員

和田と申します。よろしくお願いします。

質問になってしまうのですが、校地・校舎について、釜石市から長期に無償貸与ということですが、これはそのうち、地代といいますか、使用料を取る時期が来るのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

今聞いておりますのは、釜石市が無償で、土地・建物の賃貸借契約を龍澤学館と結んでいるということで、地代、賃貸料等は発生しないということでございます。

○和田委員

設置基準のところに、「例外の一部として学校経営の安定性が」と書いてありますが、学校経営が安定してきて、地代をいただいても良いということになれば、そういうことになる可能性もあるということでしょうか。

なぜ釜石市は、このくらい便宜を図るのかと思ひまして。

○米内学事振興課総括課長

今の御質問にお答えいたします。釜石市に設置する経緯でございますが、釜石市と学校法人龍澤学館が、地域の未来を担う人材育成や学術の振興等を目的とする包括連携協定を、令和3年9月6日に締結しております。協定締結後の市と法人との協議によって、今般の専修学校設置計画に至ったということございまして、釜石市の方では、地域の活性化に資するという視点で、専門学校を、誘致といいますか、設置したいという意向がございまして、龍澤学館と協議の上、決めたというように聞いております。

○和田委員

そういった経緯から、仮称ではありますが「釜石市」という学校名になっているのかなと感じましたけれども、外国人の方が生徒になるということでしょうか。色んな国から来て日本語を勉強して、次の段階として日本の大学や専門学校に進学するという、プレップスクールのような学校と理解してよろしいでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

対象は、アジアを中心とした留学生と聞いておりますので、入学者は外国人を想定しております。また、先ほど根内委員への御質問にお答えしましたとおり、予備校的といいますか、次のステップとして別の専修学校の専門課程ですとか、大学、短大に進む前段としての日本語を習得するということで、委員がおっしゃったとおり、プレップスクールのような、前段階の学校と聞いております。

○菅野会長

よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。御質問、御意見等があれば承らせていただきます。

(発言なし)

○菅野会長

よろしゅうございますか。

本件については２段階審査ということで、現段階についての御判断をいただくということになります。それではお諮りいたします。議案第３号については、原案のとおり了承することとよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第３号、専修学校の設置計画については、原案のとおり了承することとさせていただきます。

(５) 報告事項

○菅野会長

次に、報告事項に入らせていただきます。

報告事項１、令和４年度第１回私立学校審議会における諮問事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

お手元の報告事項資料の１ページをお開き願います。令和４年度第１回私立学校審議会における諮問事項についてでございます。

６月１日に開催いたしました令和４年度第１回審議会におきまして御審議いただき、答申をいただいた案件については、それぞれ資料に記載の日付で認可をいたしましたので御報告いたします。

○菅野会長

ありがとうございます。ただ今の報告に対しまして御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしいでしょうか。

では、報告事項２、令和４年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について、

事務局から報告をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

お手元の報告事項資料の2ページをお開き願います。令和4年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会についてでございます。

この協議会は、全国私立学校審議会連合会の各地域ブロックごとに置かれている支部の協議会であります。

全国私立学校審議会連合会は、各都道府県私立学校審議会相互の連絡を密にすることにより、各私立学校審議会の運営を円滑にし、もって私立学校の振興と健全な発達を期することを目的として、昭和25年に設立されたものでございます。事業としては、私立学校審議会の在り方及び運営についての研究協議、諸法令基準に関する研究、各都道府県私立学校審議会相互の情報交換、委員功労者に対する表彰などを行っているものであります。

北海道・東北支部の協議会につきましては、本年度は宮城県で開催の予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となりまして、各道県から提出された議題について、書面で回答する形で実施されました。

議題は、資料の1に記載のとおり、7項目でございます。

資料の2の「全国私立学校審議会連合会総会提出議題について」は、北海道・東北支部から全国私立学校審議会連合会総会に議題を提出するものですが、各道県の意見を踏まえ、(5)の「学校法人が行う付随事業及び収益事業に係る寄附行為の認可について」に決定されました。

なお、本年度の全国私立学校審議会連合会総会は、島根県で開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催とすることが決定しております。

資料の3の「次期開催県について」ですが、来年度の北海道・東北支部の協議会は、これまでの順番により、本県が開催幹事県となります。開催の時期や方法については、新型コロナウイルスの感染状況や各道県の意向を踏まえ、事務局にて検討して参ります。

説明は、以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございます。ただ今の説明等に対しまして御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

(6) その他

○菅野会長

よろしいでしょうか。

次に、その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

特にございません。

○菅野会長

この際、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(発言なし)

5 閉 会

○菅野会長

よろしいですか。それでは、以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきます。

御審議、御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。